

公益社団法人愛知県助産師会

定款

公益社団法人愛知県助産師会

令和2（2020）年5月22日改定

令和5（2023）年5月18日改定

公益社団法人愛知県助産師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人愛知県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる住所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、人々のニーズに応える助産及び母子健康領域の活動の展開を図り、助産師の教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、助産師職の質の向上を図るとともに安心して働き続けられる環境づくりを推進することで、人々の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の内容からなる事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
- (2) 次世代育成支援に関する事業
- (3) リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の尊重、普及、活動に関する事業
- (4) 助産業務の質の保証、並びに助産師の育成及び資質の向上に関する事業
- (5) 防災・災害に関する事業
- (6) 母子保健の国際協力、国際交流に関する事業
- (7) 助産及び母子保健の調査・研究に関する事業
- (8) 助産師の労働環境の改善及び福祉の向上による、人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は愛知県下において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 愛知県内居住又は就業の助産師で、本会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 特別会員 正会員であったが、高齢又は病弱のため就業できなくなった者で、本人の希望により、会長に変更を届けた者
 - (3) 名誉会員 本会の会員であった者で、本会に顕著な功労のあった者について、本人の承諾を得て総会において推薦された者
 - (4) 賛助会員 会の事業・目的に賛同し、本会理事会の承認を得たうえで、本会会費を全額納入した助産師以外の個人・助産師学生及び団体・企業
- 2 前項のうち、正会員、特別会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 正会員及び特別会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。特別会員、賛助会員は総会において定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 正会員、特別会員及び名誉会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第10条 前条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 日本助産師会の会員たる身分を失ったとき（名誉会員及び賛助会員を除く）
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 正当な理由なく1年間以上会費等を滞納したとき
- (4) すべての正会員・特別会員・名誉会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

第4章 専門部会

(専門部会)

第12条 本会に、助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置く。

2 正会員は、助産所部会、保健指導部会又は勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。

3 各部会の運営に関し必要な事項については、理事会の議決を経て会長が専門部会規程に定める。

第5章 総会

(構成及び議決権)

第13条 総会は、正会員、特別会員及び名誉会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員、特別会員及び名誉会員1名につき1個とする。

3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事会において総会に付議した事項
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 定款の変更に関する事項
- (4) 会費の額
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 会員の除名
- (7) 本会の解散に関する事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は毎年1回開催し、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 正会員・特別会員・名誉会員の10分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を事前に公表し、会員に通知しなければならない。

(議長団)

第16条 総会に議長団を置く。

2 議長団は、会員の中から2名を選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員、特別会員及び名誉会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある事項を除き、出席した会員の過半数をもって決する。

2 やむを得ない理由のため会議に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び本条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、正会員、特別会員、名誉会員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって、保存する。

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員及び顧問

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上15名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長その他の理事会において選定された理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は会長、副会長、その他の業務執行理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者の中から会長及び副会長を選定する方法によることができる。

(役員等の親族等割合の制限)

第22条 本会の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

2 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定められたものを除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、業務を分担し、執行する。

4 副会長、その他の業務執行理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。

5 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違

反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引続き就任するときは、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときを超えて就任することができない。

5 役員は、第20条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、すべての会員の3分の2以上の議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事は、その職務執行の対価として、総会において総額及び一人当たりの上限額を定め、総額の範囲内及び一人当たりの上限額の範囲内で、理事会が各理事の報酬を定める。

2 監事は、その職務執行の対価として、総会の決議によって報酬を定める。

3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前項に関し必要な事項は、通常総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問)

第28条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問は、役員を兼ねることができない。

4 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応ずる。

5 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第7章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長その他の業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止
- (4) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(招集及び議長)

第31条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第35条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 主たる職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第38条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の承認を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査

を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終了後遅滞なく、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載するものとする。

(会計の規程等)

第43条 本会の会計に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会においてすべての会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第45条 本会は、総会において、すべての会員の3分の2以上の議決により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第46条 本会は、すべての会員の3分の2以上の議決、その他法令で定められた事由により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(会の情報公開)

第49条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公表する。

2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(会員の個人情報の保護)

第50条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告

(公告方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第14章 委任

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事である会長は岩田勝子とする。

4 本会の設立登記の日に就任する理事は次のとおりとする。

理事 牧野克子
理事 新實房子
理事 岩本美佐子
理事 石川眞奈美
理事 北野寿美代
理事 上田厚子
理事 増子美恵子
理事 清水亮
理事 佐藤春美
理事 井上裕子
理事 渡邊好子
理事 木全美智代
理事 北村ひとみ
理事 樋口則子

5 本定款は令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

6 本改正定款は、総会の承認を得た日（令和 5 年 5 月 18 日）から施行する。